

小岩井家文書「幕末維新編」関連年表

幕末維新前後における鍛冶ヶ谷村の管轄変遷		
1697	元禄10年	幕府直轄領、旗本牧野・高林領二給
1812	文化8年	6月 会津藩領
1821	文政4年	5月 川越藩領
1853	嘉永6年	12月 熊本藩預所(幕領) (神奈川県史 資料編10近世(7) 解説 p. 18-19)
1863	文久3年	8月 佐倉藩預所
1867	慶応3年	3月 佐倉藩預地御免 幕府直轄地 (神奈川県史 資料編10近世(7) p. 488-489)
1867	慶応3年	6月21日 江川御役所から支配請申渡 (横浜歴博資料第20集 村政・村況-92)
1868	明治元年	6月 韮山県、12月 神奈川県
1873	明治6年	5月 十六区十一番組
1874	明治7年	6月 第十六大区十一小区
1878	明治11年	11月 神奈川県鎌倉郡に編入、旧村に戻る。大区小区制廃止、郡区町村制法

西暦	和暦	出来事 (日付：陰暦)	当地の状況 太字：本編所収小岩井家文書名 資料番号 書添
1825	文政8年	2-18 異国船無二念打払令	
1827	文政10年	2 幕府、文政の改革に着手(関東全域に改革組合村の結成を指令)	2月 寄場組合結成、関東取締出役の下部組織45ヶ村を目安に、助郷村の村落連合体を利用
1829	文政12年	9 幕府、シーボルトに帰国を命じ、再渡来を禁ず	12月 川越藩鎌倉郡13ヶ村寄場組合編成 上野庭, 下野庭, 下倉田, 飯島, 峠, 岩瀬, 今泉, 桂, 公田, 上野, 中野, 鍛冶ヶ谷, 小菅ヶ谷 寄場: 小菅ヶ谷村 (御取締方御趣意 触書・回章-7)
1845	弘化2年	3 米捕鯨船マンハッタン号浦賀来航	2月 鍛冶ヶ谷村8ヶ村、警備人足を出す
1847	弘化4年		11月 旧小岩井家主屋上棟
1853	嘉永6年	6-3 ペリー浦賀来航 ＜幕末の始まり＞	
1854	嘉永7年	1-16 ペリー再来航 3-3 日米和親条約(神奈川条約)	1月 川越藩傘下の寄場組合は関東取締出役の下部組織に戻る (神奈川県史 資料編10近世(7) 153) 4月 細川様御預所ニ相成候節、書物之覚(村政・村況-76) 8月 明細書上帳、熊本藩へ差出し (村政・村況-77)
1858	安政5年	6-19 日米修好通商条約 8 外国奉行設置 9 安政五か国条約	
1859	安政6年	1-13 神奈川奉行所設置 6-2 横浜開港	

1864	元治元年	7-19 禁門の変 8-5 4国連合艦隊, 下関砲撃	
1866	慶応2年	12-25 孝明天皇崩御	
1867	慶応3年	1-9 睦人親王踐祚 8-15 緒幣発行通用開始 10-13 討幕の密勅 10-14 大政奉還 12-9 王政復古の大号令 <明治維新の始まり>	正月 卯用留 (御用留-29) 3月 佐倉藩預地は御免となり、幕府直轄地となる。寄場組合は小菅ヶ組として継続 3月 本郷六村(笠間村除く)は幕府直轄地 5月 卯用留/兵賦金納の廻状 6月 江川葦山代官所から鍛冶ヶ谷村に支配所となる旨, 仰渡される 9月 鎌倉郡の寄場組合は小菅ヶ谷組は戸塚宿寄場組合に、雪ノ下組・片瀬組は藤沢宿組合に編入 10月 卯用留/金札通用触書
1868	慶応4年	1-3 鳥羽伏見の戦 1-6 慶喜, 大阪を出帆. 江戸に向かう 2-9 有栖川親王, 東征大総督 2-13 慶喜, 寛永寺に謹慎 2-15 東征軍進発 2-13 西郷・勝会談 3-14 五ヶ条の御誓文 4-11 江戸城無血開城 閏4-21 政体書布告, 府藩県三治体制始まる(各行政区画に知事を置く) 7-17 江戸を東京と改称、東京府を置く	正月 政権奉帰御用留 (御用留-31) 慶応四年御用留(朱書明治元年)(御用留-32) 御請一札(市中取締触書)(触書・回章-14) 2月 武州金沢藩主、新政府に恭順 2月 江川太郎左衛門、新政府に恭順 3月 御官軍様下向御触書、通達日記(触書・回章-15) 辰御用留/夜具松明徴発 3月 新政府、神奈川奉行所を接收し、横浜裁判所と改称 4月 横浜裁判所は、神奈川裁判所に改称 6月 神奈川裁判所、神奈川府に改組 江川代官所、葦山県に改組 川越藩主導から戸塚宿寄場組合に編入、明治5年11月まで御触書(断簡) 長防・兵庫開港の儀 7月 辰御用留(御用留-33) 7月 差上申御請之事(朝廷御触達)

1868	明治元年	8-27 明治天皇即位 9-8 明治に改元 10-13 江戸城を皇居とする	9月 神奈川県、神奈川県に改称 10月 御触書 断簡(触書・回章-20) 10月 辰御年貢可納年割付之事 (年貢割付状-66)
1869	明治2年	5-18 五稜郭陥落(戊辰戦争終わる) 6-17 版籍奉還 官制改革(太政官中心の官制)	
1870	明治3年	8-10 藩政改革を布告(職制・財政等の大本を示す)	
1871	明治4年	4-5 戸籍法 7-14 廃藩置県	7月 鎌倉郡全域、神奈川県管轄
1872	明治5年	4-9 庄屋・名主・年寄を廃し、戸長・副戸長を置く 12-3 改暦。この日を明治6年1月1日とする	8月 司法裁判所として神奈川県庁内に神奈川県裁判所設置
1873	明治6年	7-28 地租改正条例布告 12 秩禄奉還法制定 <明治維新の終わり>	5月 鎌倉郡は16大区と17大区に分れる 本郷の村々は16大区 9小番組(小菅ヶ谷, 笠間) 10小番組(桂, 公田, 岩瀬, 今泉) 11小番組(上野, 中野, 鍛冶ヶ谷)
1874	明治7年		6月 小番組制から小区制に替る 16大区 9小区(小菅ヶ谷, 笠間) 10小区(桂, 公田, 岩瀬, 今泉) 11小区(上野, 中野, 鍛冶ヶ谷) 17大区1小区(金井, 小雀, 田谷, 長尾台, 飯島, 長沼) 2小区(上野庭, 下野庭, 上倉田, 下倉田) 3小区(下柏尾, 上柏尾, 永谷, 舞岡)
1876	明治9年	8-1 国立銀行条例改正	7月 乍恐以書面奉懇願候(新街道開拓につき)(神奈川県権令宛) 9月 神奈川県裁判所は横浜裁判所に改称
1878	明治11年	7 政府「三新法」公布 11-17 郡区町村編制法	11月 鎌倉郡発足 鍛冶ヶ谷村、鎌倉郡に編入 「大区小区制」廃止 郡役所新設 府県-郡-町村の地方統治機構形成
1884	明治17年	3-15 地租条例制定 5 体制改正	5月 笠間, 小菅ヶ谷, 桂, 公田, 中野, 上野, 鍛冶ヶ谷, 上野庭, 下野庭の9カ村で管掌区。 戸長: 梅沢与治衛門 戸長役場: 鍛冶ヶ谷村
1889	明治22年	4 町村制施行 7-31 土地収用法公布	4月 本郷村成立7カ村(笠間, 小菅ヶ谷, 桂, 公田, 鍛冶ヶ谷, 中野, 上野) 村長: 梅沢与治衛門